

脱炭素経営推進事業に係る業務委託仕様書

1 業務の目的

事業所の脱炭素経営に取り組む県内事業者等を対象に、専門的な知識や豊富な経験を有するアドバイザーを派遣し、適切な指導と助言により、脱炭素経営の実現を図る。

2 事業の名称

脱炭素経営推進事業

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

4 業務委託の内容

(1) アドバイザー派遣

県内事業者等 10 件程度にアドバイザーを派遣し、以下の業務を行うこと。

① エネルギー使用状況の把握

事業者等へのヒアリングや現地調査などにより、県内事業者等の事業活動に伴う電気、ガス等のエネルギーの使用状況を把握し、それぞれのエネルギー種別ごとの温室効果ガス排出量を数値化

② 温室効果ガス排出量の削減に向けた提案

事業者等のエネルギー使用状況を踏まえた業務の改善や設備投資などの温室効果ガス排出削減につながる取組の提案

③ 投資効果の試算

②で提案を行った設備投資により、見込まれる光熱費や温室効果ガスの削減効果とともに、投資回収年数の試算

④ 温室効果ガス排出削減計画の策定支援

①～③を踏まえた個別の温室効果ガス排出削減計画策定の支援

⑤ 温室効果ガス排出削減の取組に対する支援

②の提案内容の実施に当たっての課題の整理や事業者等からの相談対応、国の補助事業の紹介などの支援

(2) 相談窓口の設置

(1) の支援先以外の事業者等からの相談や問合せに随時対応できる相談窓口の設置

(3) その他

(1) 及び (2) に掲げた項目のほか、本事業の効果向上に資する取組として提案する業務がある場合は、県と協議の上実施すること

5 成果品

(1) 提出物

事業実施結果報告書

(A 4 版カラー両面印刷に対応する電子データとし、支援の内容が分かる画像等も貼付すること。)

(2) 提出期限

業務終了後直ちに

(3) 提出先

電子メール (kankyoshinrin@pref.miyazaki.lg.jp)

6 経費負担

委託料のほか、本委託業務を実施するに当たって必要となる経費は受託者が負担すること。

7 注意事項

- (1) 個別案件の経過を含め、委託業務全体を把握している管理責任者を置くこと。
- (2) 特定の事業者の製品や、特定の事業者の工事等を推奨することなく、相手方の希望を勘案し、客観的かつ公平な観点から効果的な取組ができるような情報提供等を行うこと。
- (3) 情報提供等を適切に行うことができるよう、最新の情報の収集等に努めること。

8 特記事項

業務の実施に当たっては、県と十分な意見交換を行うこと。また、仕様書に疑義が生じたとき、又は仕様書により難い事由が生じたとき、或いは仕様書に定めのない事項については、県と速やかに協議し、その指示に従うこと。